

平成 15 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ ル ラ
代 表 者 名 代表取締役社長 井 上 修 一
(コード番号: 2789)
問い合わせ先 取締役経営企画室長 清 水 あ さ 子
(TEL: (022) 351 - 5888)

株主優待制度の新設に関するお知らせ

平成 15 年 11 月 10 日開催の当社取締役会において、株主優待制度の新設に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 株主優待制度新設の目的

今回の株主優待制度新設の目的は、当社株式への投資の魅力を高めるとともに、株主の皆様に対するサービスを一層強化するためであります。また、株主優待制度を利用していただくことで、当社をより身近に感じて、その理解を深める機会をご提供できるものと考えております。

2. 株主優待の方法

毎年 2 月末現在の株主（実質株主を含む。）に対し、優待券を年 1 回、以下の基準により発行します。
優待券の有効期限は、発行日より 1 年間とします。

所有株式数 100株以上	一律 2,500円相当の優待食事券 (1枚500円の優待食事券5枚)
所有株式数 500株以上	一律12,500円相当の優待食事券 (1枚500円の優待食事券25枚)
所有株式数1,000株以上	一律25,000円相当の優待食事券 (1枚500円の優待食事券50枚)

なお、近隣に当社店舗がない株主や希望者には、米（ササニシキ）を贈呈します。

所有株式数 100株以上	米（ササニシキ）3kg
所有株式数 500株以上	米（ササニシキ）10kg
所有株式数1,000株以上	米（ササニシキ）20kg

3. 実施開始時期

平成 16 年 2 月 29 日（日曜日）[ただし、当日は名義書換代理人の休業日につき、実質上は平成 16 年 2 月 27 日（金曜日）] 現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主より実施いたします。

以 上

ご注意：この文章は当社の新株発行並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。